

# 厚生委員会記録

開催日時 平成29年3月3日(金) 17:14~17:35

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

西川 均 委員長  
小林 照代 副委員長  
山中 益敏 委員  
中川 崇 委員  
米田 忠則 委員  
出口 武男 委員  
秋本登志嗣 委員  
小泉 米造 委員  
梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 土井 健康福祉部長

福西 こども・女性局長

林 医療政策部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 2月定例県議会追加提出予定議案について

(2) 請願の審査について

請願第3号 「障害者グループホームにおけるスプリンクラー設置基準の特  
例等を求める請願」

<質疑応答>

○西川委員長 それでは、ただいまの説明について、質疑があれば発言願います。

なお、質疑はただいま説明のありました案件に限らせていただきますので、ご了承願います。

○中川委員 最後のページの権利の放棄につきまして、県立病院使用料9件のもう少し具体的な説明をお願いします。以上です。

○野村病院マネジメント課長 こちらにつきましては、県立五條病院が昨年度をもって閉

院した関係で、一般の診療費が未収になっていたというものでございます。私どもが引き継ぎを受けた段階では約3,070万円が未収になっておりました。その中で、回収もできる部分もあったのですけれども、これが12月末現在で約128万5,000円ということで、12月末現在でおよそ2,900万円が未収となっているところでございます。この未収金につきまして、五條病院から病院マネジメント課へ事務を引き継いでおり、督促もしております。また、一般の債権回収会社へ委託もしております、取り組みを進めているところでございます。

なお、今回、債権放棄いたしますのは居所が不明になっている方、亡くなった方など、税金の債権でございますと強制的に調査等を行うことができるのですけれども、この診療費につきましては私債権ということで、個人情報保護という点もございまして、なかなか確かな情報をつかむのも苦労しているところでございます。今後も、回収できるものは回収し、分納も一部ございますけれども、どうしても回収できないものについては債権放棄ということで処理していきたいと考えております。以上でございます。

○中川委員 わかりました。何かしらの要綱なり、基準があつて、それに照らして債権放棄をするという理解で正しいでしょうか。

○野村病院マネジメント課長 行政経営課、そして会計局で統一的な基準が示されておりました、その基準にのっとり処理しているところでございます。以上でございます。

○中川委員 わかりました。また引き続き調査していきたいと思えます。以上です。

○西川委員長 ほかにございせんか。

ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

次に、本会議において当委員会に付託を受けました請願第3号、障害者グループホームにおけるスプリンクラー設置基準の特例等を求める請願の審査を行います。

それでは、書記に要旨を朗読させます。

○稲本書記 請願第3号 障害者グループホームにおけるスプリンクラー設置基準の特例等を求める請願

請願者 奈良県生駒郡三郷町勢野北5丁目6番14号

社会福祉法人ちいろば会

理事長 大澤星一

紹介議員 出口武男、亀田忠彦、中村 昭、奥山博康、山中益敏、中川 崇、山村幸穂、川口延良、阪口 保、田尻 匠、宮本次郎、梶川虔二

## 要旨

障害者のグループホームは「普通の住まい」としての生活形態、そして何よりも入居者の安全確保を重視しながらこれまで消防法令を順守し、自動火災報知・火災通報等の設備設置に努めているところであります。

ところが、この度平成25年12月27日消防法令の改定により重度障害者の入居割合が80%を超えるグループホームには面積に関係なく、スプリンクラー設置が義務づけられました。経過措置は平成30年3月31日まで、以降設置しなければ不良施設として公表されます。

一般賃貸マンション等の賃貸物件を借用してグループホームを運営している場合、スプリンクラー設置について貸主が許可してもらえないことや、工事範囲がマンション全戸に及ぶ場合等事実上、改造が不可能なケースが発生します。今回のスプリンクラー設置基準並びに免除基準は障害者グループホームの「小規模な普通のすまい」としての実態を十分踏まえないまま、大規模施設を想定して設定されたため実態から大きくかけ離れたものになっております。

スプリンクラーの設置は、グループホーム運営事業者に課せられるものでありますが上記のような理由によりスプリンクラーの設置が困難な場合、当該物件から退去するか、グループホーム運営を中止することになり、入居している障害者の地域生活を脅かすことに繋がります。

スプリンクラーの代替設備であるパッケージ型自動消火設備（スプリネックスミニ等）も全居室の壁を石膏ボードで内装を不燃化した上で、大きなボンベを設置しなければなりません。また消防法にあるスプリンクラー設置の免除規定も設備構造面を重視しているため内装不燃や鉄製防火扉など一般住宅には無い仕様が要件とされ、そのままでは利用できないのが現状です。

については障害者の地域移行・地域生活を一層推進する観点から、スプリンクラーやパッケージ型自動消火設備の設置に関連して、グループホームが賃貸物件から退去せざるをえないことや運営を中止する等、入居する障害者の地域生活が脅かされることのないよう以下の通り請願します。

- 1、障害者グループホームにおけるスプリンクラー等の消防設備の設置が促進されるよう、事業者の財政負担を軽減する補助制度を設けてください。
- 2、障害者グループホームの設置について国基準に対し、既に大阪市では実情に照らした

特例基準（消1501号 平成28年3月31日）をつくっている。同様の見直しを奈良県内においても進められるよう、県から各消防機関へ要請していただくようお願いいたします。

3、障害者グループホームに対する地域の差別はまだ根強いことから、グループホーム運営法人の不作為以外の理由による消防設備の違反物件について、公表の回避をお願いいたします。

以上。

○西川委員長 それでは、請願第3号について、質疑があればご発言をお願いします。ございませんか。

ほかになければ、これもちまして質疑を終わります。

続いて、請願第3号について、採決に入ります前に、委員の意見を求めます。ご発言願います。ございませんか。

○梶川委員 では、簡単に述べさせていただきます。

要旨は先ほど読まれましたので、ここで申し上げる必要はないのですが、きょうは1人、請願なされた方が時間を見て、熱心に傍聴に来られました。そのことにお礼を言いながら、請願者は、実は大阪の皆さんとも連絡とって、この請願要旨をお渡しして、見てもらったりしています。今、意見書調整会議にも国へ上げる意見書が同時に出ているのですが、それらもごらんになって、なかなかいい請願なり意見書だから、ぜひ使わせてほしいということもおっしゃっています。国の消防庁へ大阪府から要望を上げるようにもなっていますので、ぜひこの際、これを通して障害者が安心して生活できるようにしていただきますように。

皆さんの近くに各市町村の議員がおられましたら、意見書ぐらい、出してもらおうように頼んで、輪を広げて国を動かしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○西川委員長 ほかにございませんか。

ほかにないようでございますので、採決は簡易採決より行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りいたします。

請願第3号については、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないともものと認めます。よって、請願第3号は、採択することに決しました。

これをもちまして請願の審査を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長にご一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして本日の委員会を終わります。